

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（文部科学省）

制 度 名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除(上乘せ措置の恒久化)		
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条、第 10 条の 2、租税特別措置法施行令第 5 条の 3、第 5 条の 3 の 2、租税特別措置法施行規則第 5 条の 6） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4、第 42 条の 4 の 2、第 68 条の 9、第 68 条の 9 の 2、租税特別措置法施行令第 27 条の 4、第 27 条の 4 の 2、第 39 条の 39、第 39 条の 39 の 2、租税特別措置法施行規則第 20 条、第 22 条の 23）		
要 望 の 内 容	増加型・高水準型の恒久化		
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— （▲ 3, 044 億円）	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国の研究開発投資総額(平成21年度:17.2兆円)の約7割(同:12.0兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>我が国民間企業は、国全体の研究開発投資総額の約7割を担っており、我が国のイノベーションの中核的な機能を果たしている。このような民間企業の創意工夫ある自主的な研究開発投資を促進し、我が国の経済成長力、国際競争力の維持・強化を図っていくためには、研究開発を促進するための税制措置が必要。</p>									
<p>今回の要望に関連す</p>	<p>合理性</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="327 1167 534 1368"> <p>政策体系における政策目的の位置付け</p> </td> <td data-bbox="534 1167 1489 1368"> <p>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-4 科学技術システム改革の先導</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1368 534 1518"> <p>政策の達成目標</p> </td> <td data-bbox="534 1368 1489 1518"> <p>2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。(新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1518 534 1809"> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> </td> <td data-bbox="534 1518 1489 1809"> <ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%は平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで。) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="327 1809 534 1937"> <p>同上の期間中の達成目標</p> </td> <td data-bbox="534 1809 1489 1937"> <p>指標: 民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p> </td> </tr> </table>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-4 科学技術システム改革の先導</p>	<p>政策の達成目標</p>	<p>2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。(新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定)</p>	<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%は平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで。) 	<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>指標: 民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p>
<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進 施策目標7-4 科学技術システム改革の先導</p>									
<p>政策の達成目標</p>	<p>2020年度までに官民合わせてGDP比4%以上の研究開発投資を行う。(新成長戦略 平成22年6月18日閣議決定)</p>									
<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総額型(中小企業技術基盤強化税制、特別共同試験研究に係る税額控除制度含む): 期限なし ・増加型: 平成23年度末まで ・高水準型: 平成23年度末まで ・経済対策部分:(総額型控除上限 20%→30%は平成23年度末まで。繰越期間は最長平成24年度末まで。) 									
<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>指標: 民間研究開発投資の対GDP比率を主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p>									

我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対 GDP 民間研究開発投資比率を維持している。

主要国の対GDP民間研究開発投資比率

(単位:%)

	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	2.69
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.04	1.13
韓国	1.89	2.06	2.15	2.33	2.45	2.54
アメリカ	1.81	1.76	1.80	1.86	1.92	2.01
イギリス	1.11	1.05	1.06	1.08	1.12	1.10
カナダ	1.16	1.18	1.15	1.11	1.04	1.00
ロシア	0.88	0.79	0.73	0.72	0.72	0.65
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.29	1.27
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	1.85
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.61	0.60

出典：OECD「Main Science and Technology Indicators 2010/01」

政策目標の達成状況

要望の措置の適用見込み

減収見込額 ▲ 126 億円 (24 年度経済産業省試算)

有効性

要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)

経済波及効果の試算 (23年度経済産業省アンケート調査に基づく)

・平成24年度減収額 126億円

大企業:123 億円、 中小企業:3 億円

↓ 研究開発税制による研究開発投資押上げ効果

大企業:1.26 倍、 中小企業:1.59 倍

・研究開発投資押上げ額 160億円

大企業:155 億円、 中小企業 5 億円

↓ GDP 押上げ効果(マクロモデルによる計算)

・平成24年度の増加型・高水準型による減税が、平成24年度～平成33年度までの10年間に及ぼすGDP押上げ効果:

654億円

相当性

当該要望項目以外の税制上の支援措置

なし

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>	<p>政府全体で様々な研究開発予算の要求が行われる予定。</p>
		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。 また、諸外国においても、民間研究開発投資に対し、予算・税制両面から積極的な支援が行われている。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>我が国においては、 ①企業等が実施する研究開発は、国全体の研究開発に占める割合が高く(72.5%。韓国に次いで2番目)、 ②企業等が実施する研究開発投資の殆どを企業等自身が負担し(98.5%)、 ③政府による企業等への直接支援は少ない(0.9%、主要国中最低)。 したがって、我が国のイノベーションを活性化するためには、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが重要であり、このため、昭和42年に研究開発税制が創設されて以来、累次の拡充が行われてきている。 なお、研究開発に対する優遇税制措置は世界各国で導入されており、かつ、近年、拡充されている。</p>

これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項

租税特別措置の適用実績

・減収額実績・見込み（うち、税法上の中小企業分）

<本租税特別措置全体>

平成17年度 5,663億円(307億円)
 平成18年度 5,820億円(305億円)
 平成19年度 6,269億円(167億円)
 平成20年度 2,881億円(246億円)
 平成21年度 2,565億円(131億円)
 平成22年度見込み 3,059億円(248億円)
 平成23年度見込み 2,915億円(113億円)
 平成24年度見込み 2,591億円(112億円)

<増加型・高水準型>

平成20年度 178億円(14億円)
 平成21年度 133億円(6億円)
 平成22年度見込み 221億円(8億円)
 平成23年度見込み 151億円(4億円)
 平成24年度見込み 126億円(3億円)

(出典:実績は、国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。見込みは平成23年度「経済産業省アンケート調査」より経済産業省が推計)

・利用実績・見込み(うち、税法上の中小企業分)

<本租税特別措置全体>

平成19年度 8,479事業年度(5,747事業年度)
 平成20年度 7,912事業年度(4,657事業年度)
 平成21年度 7,172事業年度(4,411事業年度)
 平成22年度見込み 8,727事業年度(5,224事業年度)
 平成23年度見込み 6,485事業年度(3,099事業年度)
 平成24年度見込み 6,660事業年度(3,180事業年度)

<増加型・高水準型>

平成20年度 907事業年度(430事業年度)
 平成21年度 1,544事業年度(1,019事業年度)
 平成22年度見込み 1,442事業年度(877事業年度)
 平成23年度見込み 887事業年度(439事業年度)
 平成24年度見込み 857事業年度(390事業年度)

(出典:国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」。見込みは平成23年度「経済産業省アンケート調査」より経済産業省が推計。)

租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)

企業の研究開発費の推移(うち、税法上の中小企業分)

平成14年度 114,969億円(2,862億円)
 平成15年度 117,047億円(6,444億円)
 平成16年度 118,479億円(4,823億円)
 平成17年度 127,272億円(5,347億円)
 平成18年度 133,107億円(5,004億円)
 平成19年度 138,030億円(4,026億円)
 平成20年度 136,138億円(3,676億円)
 平成21年度 119,605億円(3,547億円)

(出典:総務省「科学技術研究調査報告書」)

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>民間研究開発投資の対GDP比率を、主要先進諸国の中で最高水準に維持する。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>概ね達成しているが、各国の追い上げを受けている状況。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設 中小企業技術基盤強化税制の創設 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算 平成 5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設 (共同試験研究促進税制の創設) 平成 6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (国際共同試験研究促進税制の創設) 平成 7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を追加) 平成 9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加) 平成11年度 拡充 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止 平成13年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。 平成15年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設 平成18年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設</p>

	<p>縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止 平成20年度 創設 試験研究費の増加額×5%を税額控除する制度（増加型）の創設</p> <p>売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除する制度（高水準型）の創設</p> <p>平成21年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。</p> <p>拡充 （経済対策）試験研究費の総額に係る税額控除制度等について ①平成21、22年度において税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げるとともに、 ②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。</p> <p>平成22年度 延長 増加型・高水準型の適用期限を2年間延長（23年度末まで）</p> <p>平成23年度 縮減 試験研究費の総額に係る税額控除制度において、税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる措置について適用期限延長せず。</p> <p>延長 （平成23年6月再つなぎ法） 平成23年4月1日から平成24年3月31日の間に始まる事業年度においては、総額型における税額控除限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる措置を延長。</p>
--	---